

(参考別紙1関係)

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号） の一部改正について

ロップラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコボラミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシル・レーシスチン配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン及びダルベポエチン

製剤、メトクロプロラミンド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化チルスコボミン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・テイン塩酸塩配合剤及びアダリムマブ・製剤

第9部 J 038 处置 人工腎臓

(1) (略)

(2) 入院中の患者に人工腎臓を行つた場合又は特掲診療料基準等の患者の第十一の二に規定する場合又は(入院中の患者に血液濾過を行つた場合又はその他の特別に認算を定める場合)においては、「2」血液濾過を行つる場合にお、はその他特に認める場合とは、入院中の患者又はその他の患者であつて下記の場合である。

血液透析濾過を行つた場合 生命に危険を及ぼす程度の重篤な出血性合併症(頭蓋内出血、消化管出血)を有する患者に対して血液透析を行つた場合 重大な視力障害に至る可能性が著しく高い、進行性眼底出血を有する患者に血液透析を行つた場合 工腎臓を行う際に使用する薬剤等に係る処方せんを交付された患者である場合

(3) ~ (18) (略)

(3) ~ (18) (略)

(1) (略) 入院人工腎臓

(2) 入院中基準等の患者に人工腎臓を行つた場合又は特掲診療料の患者に該当する場合においては、「2」により算定する。場合又はその他の患者であって下記の場合である。

血液透析を及ぼす程度を有する患者に対しても血液透析を行つた場合、生命に危険を及ぼす出血性合併症（頭内出血、消化管出血）を有する患者に対しても血液透析を行つた場合、眼科底出血を有する患者に血液透析を行つた場合

別添3	区分0	調剤料
(1)~(5)	注射薬	(略)
(6)	ア イ	(略)
		注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己成長剤、遺伝子組換え活性血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血因子製剤、インスリン製剤、ビタミン製剤等である。

別冊3	区分01	調剤料
(1) ~ (5)	(略)	注射薬
(6)	アイ	(略)
		注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換型血液凝固第VII因子製剤、乾燥人血

(参考 別紙2関係)

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」(平成18年3月13日保医発第0313003号)の一部改正について

	改 正 後	改 正 前
第1～6 (略)		第1～6 (略)
第7 項等告示第7関係) 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合 (掲示事項等告示第7関係) 保険医について、第6に規定する医薬品以外の医薬品の使用が認められる場合は、厚生労働大臣の定める評価療養に係る医薬品及び施設基盤を設ける場合又は厚生労働大臣の定める先進医療に係る薬物を使用する場合第3項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用すること。	第7 項等告示第7関係) 医薬品の使用に係る厚生労働大臣が定める場合 (掲示事項等告示第7関係) 保険医について、第6に規定する医薬品以外の医薬品の使用が認められる場合は、厚生労働大臣の定める評価療養に係る医薬品及び施設基盤を設ける場合又は厚生労働大臣の定める先進医療に係る薬物を使用する場合第3項各号に掲げる先進医療に係る薬物を使用すること。	
第8 (略)	第8 (略)	第8 (略)
第9 厚生労働大臣が定める歯科材料の使用に係る場合 (掲示事項等告示第9関係) 第8に規定する歯科材料以外の歯科材料の使用が認められる場合を定めたものであること。① 金合金又は白金加金を前歯部の鋳造歯冠修復に使用する場合 (掲示事項等告示第8に掲げる保険医療材料 (金属であるものに限る。) 以外の金属を総義歯の床部に使用する場合) 事法第80条の3第1項に規定する治験に係る機械器具等を使用する場合 ④ 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第3項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合	第9 厚生労働大臣が定める歯科材料の使用に係る場合 (掲示事項等告示第9関係) 第8に規定する歯科材料以外の歯科材料の使用が認められる場合を定めたものであること。① 金合金又は白金加金を前歯部の鋳造歯冠修復に使用する場合 (掲示事項等告示第8に掲げる保険医療材料 (金属であるものに限る。) 以外の金属を総義歯の床部に使用する場合) 事法第80条の3第1項に規定する治験に係る機械器具等を使用する場合 ③ 薬事法第80条の3第1項に規定する治験に係る機械器具等を使用する場合 ④ 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第3項各号に掲げる先進医療に係る機械器具等を使用する場合	

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等（掲示事項等告示第10関係）

- 1 保険医が投与することができる注射薬としてインスリン製剤等を定めたものである。
- 2 在宅血液透析を行っている患者とは以下に定めるものであること。
① 在宅血液透析指導管理料を算定している患者
② 介護老人保健施設入所者であつて、当該介護老人保健施設内で人工腎臓を行っている患者
③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の1の(1)から(8)に規定される施設に入所している者又はサービスを利用していいる者であつて、当該施設内で人工腎臓を行っている患者

- 3 在宅腹膜灌流を行っている患者とは以下に定めるものであること。
① 在宅自己腹膜灌流指導管理料を算定している患者
② 介護老人保健施設入所者であつて、当該介護老人保健施設内で腹膜灌流を行っている患者
③ 「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）の1の(1)から(8)に規定される施設に入所している者又はサービスを利用していいる者であつて、当該施設内で腹膜灌流を行っている患者

- 4 (略)

第11 (略)

第12 处方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合（掲示事項等告示第12関係）

- 介護老人保健施設の入所者である患者に対する薬剤又は治療材料の支給を目的とした处方せんの交付の禁止の例外として、
① 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする处方せんを交付

第10 厚生労働大臣が定める注射薬等（掲示事項等告示第10関係）

- 1 保険医が投与することができる注射薬としてインスリン製剤等を定めたものである。

第12 处方せんの交付に係る厚生労働大臣が定める場合（掲示事項等告示第12関係）

- 介護老人保健施設の入所者である患者に対する薬剤又は治療材料の支給を目的とした处方せんの交付の禁止の例外として、
① 悪性新生物に罹患している患者に対して抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする处方せんを交付する場合

- する場合
- ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ③ 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIVの感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ④ インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑤ 血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑥ 自己連続膀胱式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑦ 診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑧ エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑨ ダルベボエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑩ 人工腎臓用透析液（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑪ 血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ⑫ 生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合

- ② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合
- ③ 抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIVの感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合